

平成30年度「山梨県介護の魅力 優良施設・職員表彰」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県（以下「県」という。）が、介護の質の向上に取り組み、他の模範となる優良な介護保険施設・事業所や介護職員に対して、知事が表彰することにより、県内における介護サービスの質及び介護職員のモチベーションの向上を図り、介護人材の確保・定着につなげることを目的とする。

(表彰の名称)

第2条 本表彰の名称は、「山梨県介護の魅力 優良施設・職員表彰」とする。

(表彰の種類及び対象)

第3条 表彰の種類及び対象は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 優良施設・事業所表彰 県内で別表に定める介護保険法に基づくサービスを提供しており、かつ開設から1年以上経過している介護保険施設・事業所
- (2) 優良介護職員表彰 前号に定める県内の介護保険施設及び事業所に勤務し、かつ入職から1年以上経過している介護職員

(応募方法及び手続等)

第4条 各表彰の応募方法、手続等については、別に定める「要領」によるものとする。

(評価基準及び選考方法)

第5条 評価基準は別紙に定めるとおりとし、この基準に従い「介護魅力発信プロジェクト実行委員会」（以下「委員会」という。）が選考を行う。

2 県は、委員会の選考結果に基づき、表彰者を決定するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は山梨県福祉保健部健康長寿推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

別表

介護保険施設・事業所（第3条第1項関係）

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・隨時対応型訪問介護・看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

別紙 評価基準

(1) 優良施設・事業所表彰

前年度（平成29年度）における次の項目に関する取組について、次の基準により評価する。なお、表彰は原則1回とする（今年度の表彰施設・事業所は次年度からは対象から除く）。

評価項目	評価基準
働きやすい職場環境	<ul style="list-style-type: none">明確な給与体系の導入があるか。休暇取得・労働時間削減、育児・介護の両立できる取組がなされているか。健康管理に関する取組を実施しているか。
介護人材育成の取組	<ul style="list-style-type: none">新規採用者育成計画が策定されているか。新規採用者育成研修が実施されているか。キャリアパス制度が導入されているか。資格取得に対する支援があるか。
社会貢献とコンプライアンス	<ul style="list-style-type: none">地域交流等の取組がなされているか。関係法令を遵守しているか。
介護の質の向上につながる取組	<ul style="list-style-type: none">施設の運営方針が周知されているか。相談体制等が確立し、周知・機能しているか。身体拘束廃止・高齢者虐待防止への取組の徹底がなされているか。

(2) 優良介護職員

前年度（平成29年度）における次の項目に関する取組（資格及び研修については前年度（平成29年度）末時点の取得状況）について、次の基準により評価する。なお、表彰は原則1回とする（今年度の表彰介護職員は次年度からは対象から除く）。

評価項目	評価基準
介護の質の向上につながる取組	<ul style="list-style-type: none">人材育成に貢献しているか。他の職員の技術向上に貢献しているか。
介護における専門的な技術の取得やスキルアップ	<ul style="list-style-type: none">資格の取得により介護技術を向上させているか。研修の受講により介護技術を向上させているか。
リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none">役職等による活動をしているか。

平成30年度「山梨県介護の魅力 優良施設・事業所表彰」募集要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県（以下「県」という。）内の介護保険施設・事業所（以下「介護保険施設等」という。）において、介護の質の向上に取り組み、他の模範となる優良な介護保険施設等に対して、知事が表彰することにより、県内における介護サービスの質の向上を図り、介護人材の確保・定着につなげることを目的とする。

(応募方法)

第2条 介護保険施設等を推薦する法人の代表者は別紙に定める所定様式（様式第1号）及び関係書類を持参又は郵送で提出すること。

2 応募の日程は次のとおりとする。

- (1) 応募受付期間 平成30年10月22日（月）から平成30年11月16日（金）まで（郵送の場合は締切日の消印有効とする。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時
- (3) 受付場所 山梨県福祉保健部健康長寿推進課

3 提出書類については返却しないものとする。

4 申請者から提出された書類及び提供された情報は、本事業の審査及び付随する連絡にのみ使用する。

5 事務局は書類に不備や疑義がある場合、申請者に対し、説明及び追加資料の提出を求めることがある。この場合、申請者は事務局の指定する期日までに説明及び書類の提出を完了しなければならない。

6 提出書類に記載の無い取組は、審査において評価対象としないものとする。

7 必要に応じて、介護保険施設等を訪問し、現場の取組状況を確認する場合がある。

(表彰の種類及び表彰数)

第3条 表彰の種類及び表彰数は、次のとおりとする。

優良施設・事業所表彰 5施設・事業所以内

(欠格事項)

第4条 次のいずれかに該当する介護保険施設等は、表彰の対象外とする。

- (1) 過去3年間に営業停止処分以上の行政処分を受けたことがあること。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力に該当し、又は交流があること。
- (3) 開設から1年以上経過していないこと。
- (4) 表彰結果及び取組内容の公表に同意しないこと。
- (5) 前各号のほか、重大な法令違反など、極めて不適切な事由があること。

(選考結果の通知)

第5条 県は、応募のあった介護保険施設等に対し、選考結果を文書で通知する。

(表彰)

第6条 県が平成30年12月に表彰式を開催し、賞状を授与する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式第1号

平成30年度「山梨県介護の魅力 優良施設・事業所表彰」推薦書

年　月　日

法人等の名称

推薦者

代表者職・氏名

印

次の介護保険施設（事業所）を、「山梨県介護の魅力 優良施設・事業所表彰」候補施設（事業所）として、関係書類を添えて推薦します。

介護保険施設（事業所）の名称

サービス種別名

評価項目	評価基準	確認内容	該当
働きやすい職場環境	明確な給与体系の導入	・給与体系または給与表の全職員への周知	
	休暇取得・労働時間削減、育児・介護の両立できる取組	・取組推進のための検討会議の開催 ・取組の実施及び全職員への周知	
	健康管理に関する取組の実施	・健康管理、増進に関する取組のための検討会議の開催 ・取組の実施及び全職員への周知	
介護人材育成の取組	新規採用者育成計画の策定	・会議による計画（目標、育成方法、研修内容）の策定 ・全職員へ周知	
	新規採用者育成研修の実施	・全職員へ周知 ・計画に沿った研修の実施 ・受けられなかった職員へのフォロー実施	
	キャリアパス制度の導入	・概ね10年目までのキャリアパスの作成 ・全職員へ周知	
	資格取得に対する支援	・人材育成計画に沿った研修の実施	
社会貢献とコンプライアンス	地域交流等の取組	・地域交流の実施 ・学生受入のためのガイドラインや体制の整備	
	関係法令の遵守	・関係法令遵守の誓約 ・行政監査指導等における指摘事項に対する改善	
介護の質の向上につながる取組	施設の運営方針の周知	・全職員へ周知	
	相談体制・苦情解決の仕組みが確立し・機能している	・利用者等への周知 ・責任者を設置し、組織として対応	
	身体拘束廃止・高齢者虐待防止の徹底	・身体的拘束廃止の取組 ・高齢者虐待防止の取組	
	【その他（自由記載）】		

担当者 氏名		電話番号	
FAX番号		メールアドレス	

平成30年度「山梨県介護の魅力 優良介護職員表彰」募集要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県（以下「県」という。）内の介護保険施設・事業所（以下「介護保険施設等」という。）に勤務する介護職員で、介護の質の向上に取り組み、他の模範となる優秀な職員に対して、知事が表彰することにより、県内における介護サービスの質及び介護職員のモチベーションの向上を図り、介護人材の確保・定着につなげることを目的とする。

(応募方法)

第2条 介護職員を推薦する介護保険施設等の長は、別紙に定める所定様式（様式第2号）及び関係書類を持参又は郵送で提出すること。

2 応募の日程は次のとおりとする。

（1）応募受付期間 平成30年10月22日（月）から平成30年11月16日（金）まで（郵送の場合は締切日の消印有効とする。）

（2）受付時間 午前9時から午後5時

（3）受付場所 山梨県福祉保健部健康長寿推進課

3 提出書類については返却しないものとする。

4 申請者から提出された書類及び提供された情報は、本事業の審査及び付随する連絡にのみ使用する。

5 事務局は書類に不備や疑義がある場合、申請者に対し、説明及び追加資料の提出を求めることがある。この場合、申請者は事務局の指定する期日までに説明及び書類の提出を完了しなければならない。

6 提出書類に記載の無い取組は、審査において評価対象としないものとする。

(表彰の種類及び表彰数)

第3条 表彰の種類及び表彰数は、次のとおりとする。

優良介護職員表彰 10人以内

(欠格事項)

第4条 次のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。

（1）刑事事件に関して、現に起訴されている者又は禁錮以上の刑に処せられた者

（2）刑事事件に関して、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者

（3）その他表彰することが適当ないと認められる者

(選考結果の通知)

第5条 県は、応募のあった介護保険施設等に対し、選考結果を文書で通知する。

(表彰)

第6条 県が平成30年12月に表彰式を開催し、賞状を授与する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式第2号

平成30年度「山梨県介護の魅力 優良介護職員表彰」推薦書

年 月 日

介護施設等の名称

推薦者

施設長職名・氏名

印

次の者を、「山梨県介護の魅力 優良介護職員表彰」候補者として、関係書類を添えて推薦します。

ふりがな		性別	生年 月日	年	月	日
氏名		男・女		年齢	歳	

介護の質の向上につながる取組

①人材育成に貢献している

②他の職員の介護技術を向上させている

③その他

介護における専門的な技術の取得等	資格の取得により介護技術を向上させている		
	①認定介護福祉士を取得		②介護福祉士を取得
	③認定特定行為業務従業者認定証を取得（介護福祉士登録証に医療的ケアの付記がある者を含）		
	④介護職員実務者研修（ヘルパー1級）取得		⑤介護職員初任者研修（ヘルパー2級）取得
	⑥その他介護職員の資質向上に資すると県が認める資格を取得		
研修の受講により介護技術を向上させている	①県が実施する認知症介護実践者等養成事業による研修		
	②ユニットケア研修	③県及び市町村が実施する介護事業者向けの研修	
	④山梨県老人福祉施設協議会等団体が実施する介護従事者向けの研修		
	⑤その他介護職員の資質向上に資すると県が認める介護事業者向けの研修		
	リーダーシップ	①協議会等の役職（ ）	勤続年数
施設長の推薦理由		年 か月	

担当者 氏名		電話番号	
FAX番号		メールアドレス	

私が思う「介護の魅力とやりがい」（表彰候補者が記入してください）

1. あなたが思う「介護の魅力とやりがい」とは何ですか。

2. あなたは、どのように「介護の魅力とやりがい」を発信していますか（または、発信していきたいと思いますか）。

介護保険施設（事業所）名

氏名